飯能市における特定事業所集中減算について

２０１９年８月３１日

飯能市における特定事業所集中減算については、以下のとおり取り扱います。

 特定事業所集中減算について【老企第３６号第３の１０】（抄）

**（１） 判定期間と減算適用期間**

居宅介護支援事業所は、毎年度２回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

① 判定期間が前期（３月１日から８月末日）の場合は、減算適用期間を１０月１日から３月３１日までとする。

② 判定期間が後期（９月１日から２月末日）の場合は、減算適用期間を４月１日から９月３０日までとする。

**（２） 判定方法**

各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護を含む）又は福祉用具貸与（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて８０％を超えた場合に減算する。

（具体的な計算式）

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が８０％を超えた場合に減算

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数

**（３） 算定手続**

判定期間が前期の場合については９月１５日まで、判定期間が後期の場合については３月１５日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果８０％を超えた場合については、当該書類を市町村長に提出しなければならない。なお、８０％を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において５年間保存しなければならない。

①　判定期間における居宅サービス計画の総数

②　訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数

③　訪問介護サービス等のそれぞれの紹介最高法人が位置付けられた居宅サービス計画並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名

④　判定方法の算定方法で計算した割合

⑤　判定方法で計算した割合が８０％を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

**（４） 正当な理由の範囲**

（３）で判定した割合が８０％を超える場合には、８０％を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を市町村長に提出すること。なお、市町村長が当該理由を不適当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市町村長において適正に判断されたい。

① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に５事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

（例） 訪問介護事業所として４事業所、通所介護事業所として１０事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が８０％を超えても減算は適用されないが、通所介護について８０％を超えた場合には減算が適用される。

（例） 訪問介護事業所として４事業所、通所介護事業所として４事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づけた割合が８０％を超えた場合でも減算は適用されない。

② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

③ 判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下であるなど事業所が小規模である場合

④ 判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均１０件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

（例） 訪問介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均５件、通所介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均２０件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が８０％を超えても減算は適用されないが、通所介護について８０％を超えた場合には減算が適用される。

⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合

（例） 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

⑥ その他正当な理由と市町村長が認めた場合

　当該事項を適用する際は、個別に判断することとするが、現時点で「正当な理由」と考えられるのは下記のとおりである。

●過疎地域自立促進特別措置法における過疎地域、山村振興法における振興山村をサービス提供地域に含む居宅介護支援事業所において、当該地区に所在する通所介護事業所が最高法人になっている場合には、通所介護について「正当な理由」があるものとして取り扱う。

●　下記のような事情を有する者または事業所を除いて再計算した結果、８０％以下となった場合には、「正当な理由」があるものとして取り扱う。

　１．　該当するサービスにおいて社会福祉法人における減免制度を利用している者この場合、給付費明細書（様式第２）等の書面で該当者が当該事業所で実際に減免を受けていることを確認できることが必要である。

　２．　今回の算定期間内に従前の居宅介護支援事業者がやむなく廃止、休止となった結果、引継先として当該事業所で居宅介護支援をすることとなった者。この場合、その経緯が明らかとなる書面の写しの提出が必要である。

　３．　市町村や都道府県で状況を把握した結果、支援が困難な事例と判断された者について、上記機関との調整の結果、当該事業所で居宅介護支援を開始することとなった場合。なお、上記判断に基づき、地域包括支援センターや在宅介護支援センターが調整を行った場合も含まれる。この場合、その経緯が明らかになる書面の写しの提出が必要である。

　４．　利用者の状況についてアセスメントを行った結果、下記の加算等の体制を整備している事業所をケアプラン上位置づける必要がある場合に、その条件に合致する事業所が当該サービス提供地域内に１箇所しか存在しなかったため、その事業所を使用せざるを得なかった者。　この事例の場合、アセスメントやケアプランなど記録上その事実が確認できること、サービス提供票等で実際に利用していることを確認できることが必要である。

　５．　サービスごとで見た場合に、利用者の日常生活圏域内に訪問介護などのサービス事業所が５事業所未満であるなどサービス事業所が少数である場合。地域的な理由により利用者の希望を勘案した結果、特定の事業所に集中したことが分かる書面の写し及び当該利用者の日常生活圏域が分かる資料の添付を要するものとする。実績の有無については、各判定期間を通して請求実績があるか否かによって判断するものとする。

６．　その他

　※この規定によって、その事業所を利用することに正当な理由があると認められた利用者がいる場合は、集中割合を再計算する。その際当該利用者を除くものとし、再計算した結果集中割合が８０％を下回った場合は「正当な理由」があるものとして取り扱う。

●　判定期間中に以下の事由があった事業所については、正当な理由があると認め減算を行わないものとする。

　　　①　事業所の休止を行った事業所

　　　②　新規に指定を受け開設された事業所

※特定事業所集中減算の計算に係る取扱いについて※

①～⑥について以下のとおり取扱うものとする。

　・特定の事業所への集中割合が８０％を超えかつ①～⑤に該当する事業所は、正当な理由があるものとして「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の届出について（様式１）」及び「居宅介護支援事業所特定事業所集中減算計算書（別紙）」の提出を不要とする。ただし事業所は、飯能市等より特定事業所集中減算についての照会等を受けた場合には誠実に対応するものとし、書類について５年間は必ず保管することとする。